

議案第 67 号

東京都板橋区立いこいの家条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 24 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立いこいの家条例を廃止する条例

東京都板橋区立いこいの家条例（昭和 49 年板橋区条例第 42 号）は、
廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に生じたこの条例による廃止前の東京都板橋区立いこいの家条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定による使用料、旧条例第 12 条の規定による原状回復の義務、旧条例第 13 条の規定による損害賠償の義務及び旧条例第 19 条の規定による利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

いこいの家を廃止する必要がある。